

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること 1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	政策の達成目標	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業や他制度・他事業による支援を包括的に実施することにより、生活困窮者の自立を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行に向け、モデル事業を実施するなど施行準備を行っているところ。
有効性	要望の措置の適用見込み	約550事業所
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	認定就労訓練事業者の租税負担を軽減することで、より円滑な事業への参入が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	認定就労訓練事業者が事業を立ち上げる際の初期経費の助成を検討中。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	検討中の予算措置は、今般の要望事項と同様、認定就労訓練事業者の経営を支援するものであり、その担い手の確保に資する。
	要望の措置の妥当性	認定就労訓練事業は、就労に困難を抱える者に対して就労機会の提供等を行う事業であり、十分な収益を期待することが困難な場合が多く、その担い手を確保するためには、認定就労訓練事業者に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	10—3